

主な内容

- 49年度予算決算 1頁
退職金共済制度発足 1頁
49年度事業計画 2頁
大型店関係視察 3頁
企業共済に加入しよう 4頁

商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市中央本町
4番12号
〒320 電話33-623119
編集兼発行人 金子浩藏
印刷所 三共印刷
電話0173-99
毎月20日発行 定価30円

経営体质の改善

49年度重点事業計画決まる

重点目標

中小企業の振興

昭和49年度収支予算総計表
宇都宮商工会議所

区分	本予	年算	度額	前予
一般会計	66,201,000		40,940,000	
中小企業相談所特別会計	34,824,000		27,034,000	
法定台帳特別会計		2,353,000		1,965,000
諸積立金特別会計	32,765,000		40,505,000	
駐車場特別会計	11,200,000		9,930,000	
共済制度特別会計	106,556,000		68,136,000	
市営駐車場特別会計	11,233,000		8,508,000	
労働保険特別会計	26,666,000		22,991,000	
祭り催物開催費特別会計	3,050,000		3,050,000	
80業周費	0	18,370,000		
計	294,848,000		241,429,000	

社員募集
種族
ウエイトレス
座敷
中華皿
皿洗い
クレバーテン
各若干名
高給優遇致します
ご希望の方は御連絡下さい。

退職金共済制度が発足

5月から月額四千円まで

生活必需品の価格抑制を

通産省が協力を要請

経済運営で八項目を決議

八項目を決議

日本商工会議所会員総会

八項目を決議

昭昭49年度

金融のしおり

宇都宮市中央本町4番12号
電話 33-6231(代表)

1. 市 の 融 資 制 度

☆この融資制度を利用できる人は、市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営む中小企業者または協同組合等で、返済能力が確実であると認められる方です

2. 政府系の融資制度

区分	中小企業金融公庫	国民金融公庫	商工組合中央金庫
被 資 対 象	資本金1億円(小売業サービス業は1,000万円、卸売業は3,000万円)以下、又は従業員300人(小売業、サービス業は50人、卸売業は100人)以下の法人個人、協同組合等で公庫の定める事業を営むもの	適切な事業計画のもとに独立して事業を営み、又は営もうとするもので、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難であるもの	商工中金に出資している中小企業等協同組合等各種中小企業者によって組織されている組合及びその組合員
業 務 の 特 質	中小企業者に対する設備及び長期運転資金の貸付を行ふ 比較的中企業を対象とする(直接貸付)	国民経済の維持発展に必要な中小企業者の小口長期事業資金の貸付を行う 比較的小企業を対象とする(直接貸付)	中小企業等協同組合環境衛生同業組合とその組合員に、運転資金(長期、短期)設備資金の貸付を行う(組合金融)
貸 出 限 度	個人法人8,000万円(代理貸付2,000万円) 特定業種8,000万円に上のせされる。	一般 800万円 生鮮食料品等小売業近代化資金、市街地域整備資金、流通近代化資金、安全公害資金各1,500~1,600万円	組 合 8億円 組合員 8,000万円
貸 出 期 間	原則として 運転資金 5年以内 設備資金 5年~10年以内	運転5年、設備7年以内、生鮮食料品等小売業近代化資金、安全公害市街地整備貸付にあっては10年以内	短 期 1年以内 長 期 12年以内
貸 出 利 率	一般 年利 8.9% 特別 // 8.5%以下	一般 年利 8.9% 生鮮食料品 // 8.9% 指定設備 // 7.0~8.5% 安全公害 // 7.0%	組 合 1年未満 9.375% 1年 以上 組合員 9.6%~9.7% 組合員 9.25% 9.4%~9.5% (保証協会付 0.2%引)
保 徒	保徴する	担保を徴することがある (上細部は 3をご覧下さい)	原則として、徴する

3. 国民公庫の融資制度

クリヤパン

運動の普及も 年度事業計画決まる

クリーンジャパン 運動の普及も

中小小売商業の振興指針

卷之三

きかいを持つことかでぎこめる

消費法等	基盤	導	立	の	ニ	ア	ウ	エ	ラ
商品	術講	和文	選任	に必	ツ	調査研究	中小企業の共同化、協	業生の表彰	進と、動へ
安全	検定	視察	に當	立	ツ	査	集団化等推進のための	調査	りび
的確	量目	導	に當	に必	ツ	(一)	中小企業の景況、金融	研究	らび
實際に	表示	和文	選任	立	ツ	(二)	営動向の調査	および広報活動	進
過大	基盤	視察	に當	に必	ツ	(三)	經營指標、資料蒐集	調査研究	と、
安全法等	導	選任	立	の	ツ	の協力	の	調査	動へ
販売した商品、營業活動	立	に必	の	ニ	ツ				
て苦情を受けた場合は、生	に必	立	ツ	ツ	ツ				
の抑制、空容器の回収、過	立	の	ツ	ツ	ツ				
自潔等環境の保全に努め	に必	立	ツ	ツ	ツ				
る。また、自らも廃棄物	立	の	ツ	ツ	ツ				
と協力してその速やかな解	に必	立	ツ	ツ	ツ				
苦情の処理	立	の	ツ	ツ	ツ				

二八加

級和洋酒·食料品

全国酒信連専門店会加盟店

有限会社 春日屋商店

古籍宋本共研野 1 4

TEI (22) 0 2 4 8 (E)

名 称	条 件	対 象 者	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 機 関	申 込 先
(9) 企 業 合 同 資 金	①中小企業近代化促進法第8条第12項の規定による主務大臣の承認を受けた合併後存続する会社(吸収合併)もしくは合併により設立された会社(新設合併)であること ②当該承認に係る出資を受けた会社もしくはその出資にとづいて設立された会社(共同出資)であること	中小企業者たる会社	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の65%以内	12年(2年据置き10年均等償還)	年利 2.7%	直 接 貸 付 中小企業課 市町村の商工担当課(窓口)
(10) 共 同 公 害 防 止 資 金	事業協同組合、事業協同小組合または同連合会が行なう共同施設事業のうち、工場および事業場が集中し、かつ、これらの事業活動に伴う水質の汚濁によって公害が著しくまたは著してなるおそれがある地域において行なわれた公害防止施設であること	事業協同組合、事業協同小組合 同連合会	土 建 または汚水 地 物 处理場施設	貸付対象額の80%以内	15年(2年据置き13年均等償還)	無 利 子	"	"
(近)(11) 設 備 近 代 化 資 金 貸 付 金	県は、国の補助金と併せて県内に主たる事業所を有する中小企業者に必要な設備資金の2分の1以内を貸付ける ①国の指定する業種に該当するもの ②輸出振興上特に必要のあるもの	国 の 指定す る 設備	所要資金の1/2以内 10万円以上 500万円以下	1年据置き4年 均等償還(ただし 公害施設にあっては 1年償還)	"	"	"	"

5. 県 の 融 資 制 度

(注) 利率の()書きは、信用保証付きの場合の貸出利率、以下同じ

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 機 関	申 込 先	主 管 課
中 小 企 業 振 興 資 金 等 貸 付 金	中小企業者(資本金1,000万円以下または従業員300人以下の法人および個人)	運転資金を原則とする	200万円	1年以内	年利 7.75% 内 (7.55)	柄木相互銀行 各 信 用 金 庫	取扱金融機関 市町村融資振興会	中小企業課
協 同 組 合 融 資 促 進 貸 付 金	協同組合、小組合、企業組合、商店街振興組合および構成員	"	1組合 3,300万円 1組合員 500万円	"	年利 8.2% 内 (8.0)	商 工 中 金 宇都宮支店 足 利 支 店	"	"
信 用 組 合 育 成 強 化 貸 付 金	信用組合員	"	200万円	"	年利 8.5% 内 (8.3)	信 用 組 合	"	"
小 規 模 事 業 金 貸 付 金	当時使用する従業員が5人以下の法人または個人企業	新規運転資金 (手形の書換え等に) (は使えない)	100万円	"	年利 7.25% 内 (7.05)	信 用 金 組 合	"	"
中 小 商 工 業 合 理 化 安 定 資 金 貸 付 金	中小企業者(資本金1,000万円以下または従業員300人以下)で業種、品種転換、または協業化等を行なった商工業者	運転資金	1組合 3,000万円 1企業 300万円	3年以内	年利 7.75% 内 (7.55)	銀 相 信 信 互 用 用 工	銀 金 組 合 行 行 庫 合 金	"
中 小 企 業 設 備 資 金 貸 付 金	①従業員20人以下の物品販売業、大衆飲食店、クリーニング、理・美容業 ②店舗改造および改築に必要な資金 ③施設改善に必要な資金 ④その他他の業種は合理化に直接必要とする機械設備等	店舗・施設ともそれぞれ 400万円 共同店舗 1,600万円 ショッピングセンター 3,000万円 ただし、いずれも所要 経費の70%まで	5年(6月据 置、54回月賦 元金均等償 還)	年利 7.5% 内 (7.3)	銀 相 信 信 互 用 用 工	銀 金 組 合 行 行 庫 合 金	"	"
機 械 設 備	資本金1,000万円以下または従業員30人以下の法人および個人の製造業者、建設業者、サービス業者(クリーニング業、自動車修理業、農業機械整備業のみ)	①製造業者は、生産、加工、試験または検査に使用する機械設備 ②その他の業種は合理化に直接必要とする機械設備等	1企業 400万円	"	"	"	"	"
工 场	従業員30人以下の法人および個人の製造業で併せて下記資金を借り受けたもの 1. 機械設備資金 2. 設備近代化資金 3. 設備貸と公社の貸与制度 4. 公告防止資金	左記資金による機械設備を設置する工場の新築、増改築に必要な資金 1. 企業 400万円 ただし、所要経費の70%まで	"	"	"	"	"	"
小 規 模 企 業 共 済 一 般 資 金 貸 付 金	小規模企業共済制度に2口以上加入し、3ヶ月以上掛金を納めているもの	運転資金	1企業 100万円	1年以内	年利 7.5% 内 (7.3)	柄木相互銀行	商工会議所、商 会を経由して 取扱金融機関	"
中 小 企 業 振 興 資 金 特 別 捕 完 融 資 貸 付 金	年末中小企業振興資金の融資を受けたもの	運転資金	年末資金融資額の範囲 内	7月1日まで	保証協会保 証付金利	足 利 相 互 銀 五 金 組 合 行 行 庫 合 金	年末資金の融資 を受けた金融機 関	"
夏 季 中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 金	資本金1億円(卸売業は3,000万円、小売業・サービス業は1,000万円)以下または従業員300人(卸売業は100人、小売業・サービス業は50人)以下の法人または個人およびこれと同程度の組合	運転資金	1組合 3,300万円 1企業 300万円	6月1日から 10月31日まで	(未 定)	足 利 相 互 銀 五 金 組 合 行 行 庫 合 金	取扱金融機 関	"
環 境 整 備 中 小 企 業 工 場 集 団 化 資 金 貸 付 金	中小企業のうち製造業を営むものが5社以上で集団化し、協同組織で移転する場合	集団化のための工場用地を販得するための資金	所要資金の80%以内で 2,400万円	7年(1年据 置、6年月賦 元金均等償 還)	年利 6.5%	商 工 中 金	"	"

4. 国 の 融 資 制 度								
名 称	条 件	対 象 者	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 機 関	申 込 先
(1) 工 場 等 集 団 化 資 金	①協同組合等の組合員は、同一業種、関連業種に属するもの ②すべてが同一の團地に集団して工場または事業所を設置するもの ③組合員たる特定中小事業者または企業組合の数20人以上 ④組合員の%以上が團地に工場の一部または全部を移転 ⑤協同組合等が團地内で共同施設事業を行なうもの	事 業 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、これららの組合員または所属員たる特定中小事業者、企業組合、協業組合	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の65%以内	15年(3年据置き12年均等償還)	年利 2.7%	直 接 貸 付 (県) 中小企業課 市町村の商工担当課(窓口)
(2) 店 舗 集 団 化 資 金	①原則として全組合員が卸売業を行なうこと ②すべてが一つの團地に集団して店舗または倉庫を設置するもの ③組合員たる特定中小事業者または企業組合の数が20人以上 ④組合員たる特定中小事業者または所属員たる特定中小事業者、企業組合、協業組合	事 業 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、これららの組合員または所属員たる特定中小事業者、企業組合、協業組合	土 建 構 設	地 物 物 備	"	"	"	"
(3) 工 場 共 同 化 資 金	①協同組合等の組合員の数が10名以上で、すべてが特定中小事業者または企業組合の組合員の%以上が従業員の数20人以下の者であること ③組合員のすべてが同一業種、関連業種に属する製造業 ④協同組合等が共同施設事業を行なうもの	事 業 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、これららの組合員または所属員たる特定中小事業者、企業組合、協業組合	資 金 貸 付	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の80%以内	16年(2年据置き14年均等償還)	無 利 子 " " "
(4) 商 店 街 近 代 化 資 金	①組合または連合会の組合員の%以上が改造後の商店街が形成されるべき一定の土地の区域に店舗その他施設を設置するもの ②組合員の数が30人以上 ③%以上が小売商業であること ④共同組合等が適切な共同施設事業を行なうもの	事 業 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、商店街振興組合連合会、これららの組合員、所属員	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の65%以内	15年(3年据置き12年均等償還)	年利 2.7%	" "
(5) 小 売 商 業 店 舗 共 同 化 資 金	①協同組合等が共同店舗を設置し、かつ組合員すべてが共同店舗で小売商を営むこと ②組合員が5人以上 ③組合員はすべて商業、組合員の%以上が小売商業を営む中小商業者 ④協同組合等が共同店舗で小売商の事業に関し共同施設事業を行なうもの	事 業 協 同 組 合、事 業 協 同 小 組 合	組 合 の 場 合	土 建 構 設	地 物 物 備	"	12年(2年据置き10年均等償還)	" "
会 社 の 場 合	①合併または出資に基づいて設立される会社が店舗を設置し、かつ店舗において商品部門別に販売管理を行って、各種物品販売業またはセルフサービス方式による物品販売業を主たる事業として営むもの ②合併または出資をしようとする者の数が5人以上 ③すべて商業を営む者	中小企業者たる会社	土 建 構 設	地 物 物 備	"	"	"	"
(6) 計 算 事 務 共 同 化 資 金	①組合員と組合の間に、組合の行う計算事務を継続的に利用すべき旨を内容とする契約を締結すること等この事業が組合員に十分利用されるようになっていること ②組合員の数30人以上 ③組合員の%以上が特定中小事業者または企業組合であること	事 業 協 同 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、商 工 組 合、同 連 合 会、商店街振興組合、同連合会	組 合 の 場 合	土 建 構 設 電 計 算 機 お よ び 附 属 設 備	地 物 物 備	"	"	"
会 社 の 場 合	①当該会社に出资している特定中小事業者のすべてがその会社との間に会社の行う計算事務共同化事業を継続的に利用すべき旨を内容とする契約を締結すること等この事業が組合員に十分利用されるようになっていること ②出資特定中小事業者の数が30人以上 ③出資をしているものの%以上が特定中小事業者でその所有出資額がその総数の%以上	中小企業者たる会社	土 建 電 計 算 機 お よ び 附 属 設 備	地 物 物 備	"	"	"	"
(7) 小 売 商 業 連 鎖 化 資 金 (ボ ラ ン タ ー ジ チ ェ ー ン)	①組合員たる小売商を営む組合員のため物品を購買し、かつ、所属小売業者に対し販売する事業その他経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの ②小売商業者の数30人以上 ③組合員の%以上が小売商業者であること	事 業 協 同 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、その組合員、所属員	組 合 の 場 合	土 建 構 設	地 物 物 備	"	"	"
会 社 の 場 合	①当該会社に出资している中小商業者であって小売商を営むものために物品を購買し、かつ、小売商に対し販売する事業その他、経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの ②出資小売商の数30人以上 ③%以上が出資小売商業者 ④小商業者の出資割合%以上	中小企業者たる会社	土 建 構 設	地 物 物 備	"	"	"	"
(8) 共 同 施 設 資 金	①事業協同組合、事業協同小組合または同連合会がその組合員または所属員の事業に関して行なう共同施設事業 ②商工組合または同連合会が、その組合員または所属員の事業に関して行なう共同施設事業 ③商店街振興組合または同連合会が、その組合員の事業に関して行なう共同施設事業 ④環境衛生同業組合または同連合会が行なう組合員または所属員の営業に関する共同施設事業 ⑤企業組合または協業組合が、その経営の合理化を図るために行なう共同施設事業	事 業 協 同 組 合、事 業 協 同 小 組 合、協 同 組 合 連 合 会、商 工 組 合、同 連 合 会、商店街振興組合、同連合会、環境衛生同業組合、同連合会、企業組合協業組合	共 同 施 設	土 建 構 設	地 物 物 備	"	"	"

大型店進出で 商店街はどう変る



板木今市て見た

きひしい現実

新入会員紹介

大型店▽
や(48年12月)
面積は全市の一三%、売上
巾の約二〇%。

いことは
①月次決算
毎月十日
をして企業
の上で仕入

会費変更のお願い

月次決算の施行

<h1>の励行</h1> <p>代を生抜くために</p> <p>と。それによって自分の企業の内容がハッキリわかるばかりでなく、金融機関、取引先の信用がつき、経理担当社員を減員しても、かえって能率があがるようになる。</p>
<p>（金子浩蔵専務理事）</p> <p>写真＝今市・いせやで</p>
<p>街との共存共栄」が口にされるが現実は厳しい。ただ、客はごっそり大型店に吸収されてしまう、という事実を踏まえ、客の身になつての親切なサービスこそ商売繁昌へつながる道であろう。</p> <p>②協同組合活動の強化</p> <p>モノ不足に対応して資材の共同購入事業が全国的に活発化している。</p> <p>③47年8月当時の価格に換算し経営状態を計算してみる</p> <p>利益がはたして生産性向上、単にインフレによる資材商品の上がりによる利益なのか、それと理化によるものなのか、それとも利益だとすると、低安定経済が多分にある。</p> <p>④人的投資に心せよ</p> <p>今年一ぱいは設備投資を控え人的投資、つまり社員の素質向上の研究、研修会へ数多く社員を</p>

△比高五又△南議 代内吉郎 たま准門著

市商店街の視察勉強会を実施し、
当日の勉強会参加者は荒牧春三
商連会長をはじめ木村明商業小
部会長、館野八の日会幹事ら市
の商店会、大型店、小売商団体
表など二十数人。
まず柄木市を訪ね、柄木商工会
所で石川専務理事をはじめ地元
店街の代表と懇談した。

△商圏人口九万人△小売店数七百
◇今 市 市

△専門店化し、商品を中級品にこなすばかり、客のはいり易いよう店舗を改造した店が、ポツポツ売上げを回復している。

× × × ×

次に今市市に向い日光地区商工会议所（今市・日光・藤原・栗山地区）で金井専務理事をはじめ業界代表と懇談した。

緑間歯科工品中島市
まにわスバ内鮮魚部志賀
古田土製作所古田
角木モラブアロイ沖山
佐藤アルミサッシ店佐藤
月井建設月井
野沢自動車商会野沢
とんかついづみ松本
菊池工建築石山
一石山建業菊池
アキラ電気商会関塚
長尾電気工業社三井
広木電気商店広木
三井電気工業社三井
長尾電気商会長尾

藤二郎 勝美
信夫 土角寿
毅 殿
光弘 光英
保 敏幸
政夫 政昭
武雄 義昭
防 貞夫 功讓
このことにつきましては、あらゆる角度から
年の一月以来、慎重を
にわたり役員会（各部
員会、常議員会等）を
し、あらゆる角度から
と協議を重ねました結果
三月の通常議員総会にて
四十八年度については
くが、四十九年度から
〇円に変更することも
ないというご決定をい
おりました。

くださいまして、今
する次第でござります
しきご協力賜わります
議所の現行の会費は
りでございますので
でにご比較のうえ、
さいますようお願ひ
す。

おいて、
一応据置
二、〇〇
やむを得
ただいて

△二千円＝福島、
△二千五百円＝前
△三千円＝千葉
△四千円＝群山、

度ともよろ
すよう切願
する各地会
、次のとお
ご参考ま
ご納得くだ
申し上げま
水戸、浦和
橋、横須賀
甲府
士会議所

The image shows a black and white advertisement. At the top, there are large, bold, stylized characters in white. Below them, the text "用途→宅造擁壁・石塀・" is written in a large font. Underneath this, the company name "大谷石材協" is displayed in a very large, bold, sans-serif font. At the bottom, the words "理事長 渡辺" are visible.

宮の餅本舗

株式会社 池田屋商店

宇都宮市大通5丁目1-15
電話(22)6552・6553

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取扱金融機関	申 込 先	主 管 課
(福) 中小企業労働福祉施設資金貸付金	従業員300人以下の法人または個人(資本金1億円以下に限る。ただし小売業・サービス業は資本金1,000万円以下、従業員50人以下、卸売業は資本金3,000万円以下、従業員100人以下)	①従業員のための住宅施設 ②食堂、調理室、売店企業内託児施設、自転車置場等の厚生施設 ③更衣室、浴室、便所等の保健衛生施設 ④運動施設等の体育文化施設	所要経費の70%以内で400万円	5年(6月据置54回月賦元金均等償還)	年利 5.5%	銀相信信商 互用用工	銀金組中 行庫合金	取扱金融機関 労政課
公害防止施設整備資金	中小企業者で、知事が公害防止施設の設置または公害防止のため工場等を移転することを必要と認めたもの	①公害防止施設一般 ②移転に要する経費	設置費または移転費の75%以内で原則として50万円以上、500万円以内(ただし移転にあっては200万円以上2,000万円以内)	7年以内(据置1年、6年月賦均等償還)	年利 4.5%以内	銀相信信商 互用用工	銀金組中 行庫合金	公害一課 公害一課
産業廃棄物処理施設整備資金	中小企業者で知事が産業廃棄物処理施設の設置を必要と認めたもの	産業廃棄物処理施設設備一般	設備費の75%以内で50万円以上500万円以内(ただし特認制度75%以下で1,000万円以内)	7年以内(据置1年、6年月賦元金均等償還)	年利 4.5%以内	銀相信信商 互用用工	銀金組中 行庫合金	環境整備課 環境整備課

(注) 他に、地場産業向の「特定産業振興資金」(益子焼、織維、木材、建具)があります

6. 事 業 団 還 元 融

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 引 金 融 機 関	申 込 先	主 管
中小企業退職金共済事業団還元融資	退職金共済事業団と退職共済を契約締結している中小企業者又はその団体	新築、増改築資金(土地購入資金も含む)保健衛生、給食、体育、その他の福祉等の各施設	所要経費の70%まで 2,000万円 (共同 5,000万円)	10年以内	年利 7.9%	足利銀行 商工中金	取扱金融機関	取扱金融機関
雇用促進融資資金 (雇用促進事業団)	一定数以上の常用労働者を公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主、及び事業主の団体	1. 労働者住宅資金 2. 福祉施設資金 3. 事業内訓練施設 4. 身体障害者作業施設資金	貸付率は総経費の70% (その他)90%、(中小企業)基準単価の範囲内、住宅以外は100万円以上3,000万円	施設の構造別により 18年～ 35年	年利 中小企業 6.2% その他 7.0%	足利銀行 木相銀 本店 宇都宮信用金庫 本店	公共職業安定所及び取扱金融機関	失業保険

7. 住 宅 公 庫 の 融 資 制

名 称	資 格	条 件	限 度 額	期 間	利 率	取 金 額	融 機 関	申 込 先	主 管
住宅つき店舗事務所等の建築資金	防火地域、準防火地域内の商業地域及び上記以外の地域で、重点地域に認められる地域への建築	延べ面積が1,000平方米(約300坪)以上でおおむね2分の1以上が住宅である店舗および事務所。なお数人の共同建築でよい	貸付対象面積×標準建築費×75%以内	元利均等 非住宅 10年以内 住 宅 20年	住宅は 年7.75% 店舗等は 年 8.5%	住宅金融公庫の指定金融機関	住宅課	住 宅	
産業労働者住宅建設資金	従業員5人以上の事業所で、その従業員を収容するもの	甲、土地75% 建物75%以内 乙、建物50%以内	建築費の75%以内	耐火35年以内簡易耐火25年以内 その他18年以内	甲、年7.5% 乙、年8.0%	〃	〃	〃	〃

8. 栃木県信用保証協会の保証制度

協会の目的	資格	保証額	期間	保証料	申込																																													
中小企業者のみなさんが金融機関から融資を受ける場合に、みなさんの保証人となることにより融資が容易に受けられることを目的として設立された信用補完のための公共機関です	県内に店舗、工場営業所があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">個人</td> <td style="width: 10%;">5,500万円</td> <td style="width: 10%;">普通保証</td> <td style="width: 10%;">5,000万円</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">運転資金 5年以内</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">一般資金</td> <td style="width: 10%;">30万円以下 年率 0.62%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>無担保保証</td> <td>500万円</td> <td></td> <td>50万円以下 // 0.73%</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">組合</td> <td style="width: 10%;">10,500万円</td> <td style="width: 10%;">普通保証</td> <td style="width: 10%;">10,000万円</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">設備資金 10年以内</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">公害保険に該当するもの</td> <td style="width: 10%;">50万円超 // 1.20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>無担保保証</td> <td>500万円</td> <td></td> <td>30万円以下 // 0.54%</td> </tr> </table> <p>※このほか、特別保証制度もありますので、県又は保証協会あてご照介ください</p>	個人	5,500万円	普通保証	5,000万円	運転資金 5年以内	一般資金	30万円以下 年率 0.62%			無担保保証	500万円		50万円以下 // 0.73%	組合	10,500万円	普通保証	10,000万円	設備資金 10年以内	公害保険に該当するもの	50万円超 // 1.20%			無担保保証	500万円		30万円以下 // 0.54%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">30万円以下 // 0.62%</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">手形割引根保証</td> <td style="width: 10%;">// 1.08%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">50万円以下 // 0.70%</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">設備近代化資金</td> <td style="width: 10%;">// 1.20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">30万円以下 // 0.62%</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">歳末資金</td> <td style="width: 10%;">// 0.62%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">50万円以下 // 1.00%</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">夏季資金</td> <td style="width: 10%;">// 1.00%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	30万円以下 // 0.62%	手形割引根保証	// 1.08%			50万円以下 // 0.70%	設備近代化資金	// 1.20%			30万円以下 // 0.62%	歳末資金	// 0.62%			50万円以下 // 1.00%	夏季資金	// 1.00%			金融機関を通じ 保証協会へ
個人	5,500万円	普通保証	5,000万円	運転資金 5年以内	一般資金	30万円以下 年率 0.62%																																												
		無担保保証	500万円				50万円以下 // 0.73%																																											
組合	10,500万円	普通保証	10,000万円	設備資金 10年以内	公害保険に該当するもの	50万円超 // 1.20%																																												
		無担保保証	500万円				30万円以下 // 0.54%																																											
30万円以下 // 0.62%	手形割引根保証	// 1.08%																																																
50万円以下 // 0.70%	設備近代化資金	// 1.20%																																																
30万円以下 // 0.62%	歳末資金	// 0.62%																																																
50万円以下 // 1.00%	夏季資金	// 1.00%																																																

9. 栃木県中小企業設備貸与公社の設備貸与制度

対象企業	県内で1年以上の事業実績を有し、従業員20人以下（小売業は5人以下）の企業であって、国が指定する業種に該当するもの
対象設備	県内の自社工場又は事務所に設置する設備であり、50年3月31日までに設置完了できるものであって、国で指定する設備
貸与額の限度	1企業当たり20万円以上800万円以下
貸与の方法	買取予約付き賃貸借契約による割賦販売
貸与期間	原則として4年半(公害防止施設は11年半)
貸与損料	年利率5% (半年毎の前払)
保証金	貸与設備価額の10%を設備設置前に納入する
申込場所	市町村の商工担当課
問い合わせ先	宇都宮市本町12番10号 TEL (0286) 21-5248 23-2261

速報

商工うつのみや

「事業主の皆さんへ」

各会員事業所におかれましては、労働力は将来共重要な問題であり、優秀なる人材の定着性は健全企業の発展の基であると思います。

新規学校卒業者、訓練校修了者等の採用については、下記により求人受付開始をいたしますので宇都宮公共職業安定所へ求人の申込みをして下さい。

「求人受付開始日」

1. 高等学校卒業者対象 5月1日より
2. 中学校卒業者対象 6月1日より
3. 訓練校卒業者対象 8月1日より

申込み先 宇都宮公共職業安定所へ

TEL 34-4251

宇都宮商工会議所 TEL 33-6231
宇都宮地区雇用協会

5/15 送付